（表）

※第　　号	受付年月日　　.　　.

野田市養育者支援手当額改定届（減額）

（ふりがな） 氏　　名		証書番号	第　　号
住　　所	野田市		

対象児童でなくなった児童の氏名及び生年月日	対象児童でなくなった理由	理由の発生した年月日
年　月　日	1　2　3　4　5　6 7　8　9　10　11　12	年　月　日
年　月　日	1　2　3　4　5　6 7　8　9　10　11　12	年　月　日
年　月　日	1　2　3　4　5　6 7　8　9　10　11　12	年　月　日

上記のとおり養育者支援手当の額の改定について届け出ます。

年　月　日

（宛先）野田市長

氏名

※　証書作成　　年　月　日	※改定通知 年　月　日　第　　号

（裏）

注

1　※この欄は、記入する必要がありません。

2　「対象児童でなくなった理由」の欄は、次の(1)から(12)までのいずれか該当するものを○で囲んでください。

(1)　養育(同居、監護又は生計維持)されなくなった。

(2)　死亡した。

(3)　市内に住所を有しなくなった。

(4)　児童が18歳に達した日の属する年度が終了した。

(5)　18歳に達した日の属する年度が終了した児童であって、児童扶養手当法施行令別表第1に定める程度の状態にあったものが20歳に達したか又は同表に定める程度の障がいの状態でなくなった。

(6)　児童が児童福祉法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第6条の4に規定する里親に委託されるようになった。

(7)　児童が父又は母(児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含みます。以下同様です。)と生計を同じくするようになった。

(8)　父又は母が婚姻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含みます。以下同様です。)したりして、父又は母の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。)に養育されるようになった。

(9)　父又は母の死亡によって支給される公的年金を受けることができるようになった。

(10)　児童又は手当を受けている人が、児童の父又は母の死亡によって支給される遺族補償を受けることができるようになった。

(11)　父又は母に支給される公的年金の額の加算の対象となった。

(12)　次のアからクまでのいずれにも該当しなくなった。

ア　父母が婚姻を解消した児童

イ　父又は母が死亡した児童

ウ　父又は母が野田市養育者支援手当条例施行規則第2条に規定する程度の障がいの状態にある児童

エ　父又は母の生死が明らかでない児童

オ　父又は母が引き続き1年以上遺棄している児童

カ　父又は母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第10条第1項の規定による命令(父又は母の申立てにより発せられたものに限る。)を受けた児童

キ　父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童

ク　母が婚姻によらないで懐胎した児童